

奈良県告示二百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和三年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称及び所在地

三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷三丁目三三番五号

二 納付させる歳入

なら歴史芸術文化村、奈良県立美術館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館及び奈良県立民俗博物館の観覧料等のうちクレジットカード及び電子マネーを利用して納付するもの

三 納付事務の取扱開始日

令和四年二月一日（なら歴史芸術文化村の観覧料等については、同年三月二十一日

）